

女性と 老後

多くの夫婦にとって最も大きな財産はマイホームではないだろうか。2015年に相続税の基礎控除が縮小され都市部を中心に課税対象が広がる見通しだが、節税ばかりに気を取られると、自分たちが老後を安心して暮らすための大切な財産という大前提を見失いかねない。苦勞して手に入れたマイホームを老後にどう生かし、次世代にどう引き継ぐのか。とりわけ先に先立たれる可能性が高い妻は、当事者として夫婦を考えを一つにしておきたい。

老後が必要になった時に自分の判断だけで売却できなくなる」と指摘する。総務省の調査によると、65歳以上の高齢者世帯の純資産は平均で約5000万円。その約6割がマイホームなどの不動産だ。分割が容易でなく、トラブルの芽になりやすいため不動産の

念入りに説明することも

に、どの子にも等しく愛情を注いできたことを強調しておきたい。「相続の手続きが不安だったけれど、これで気持ちよが楽になった。夫に先立たれた高額の妻にとって相続はトラブルがなくても荷が重いもの。世田屋の主婦、安藤文子さん(同、76)は昨年12月、夫の茂さん(同、85)の名義だった自宅を夫婦共有にしてもらった。基礎控除が縮小される15年以降に茂さんが亡くなったとしても税務署への相続税の申告を必要にしたのだ。安藤さん夫婦は、20年以

上連れ添った夫婦の間で居住用不動産を最高2000万円まで非課税で贈与できる「おしどり贈与」の制度を利用した。茂さんの名義の財産は自宅を含めて約600万円あったが、文子さんの贈与で約400万円に減った。15年以降に文子さんと長男(53)の2人が相続しても基礎控除の4200万円に収まる。この贈与を扱った税理士法人チエスター(東京・千代田)の福留正明代表は登録免許税と不動産取得税で約60万円かかるが、税理士と契約して相続税の申告を

する手間とコストを省ければ、十分に検討に値する」といふ。おしどり贈与には長年連れ添った妻の「面助の功」に報いるという面もあり、11年は約1万4000組の夫婦が利用した。相続財産が基礎控除を少しだけ上回るような夫婦には選択の一つになりそう。夫から相続した都内の一戸建てで一人暮らしをしている田中節子さん(同、75)は昨年、築30年近い自宅をバリアフリー構造に改修し、浴室設備を最新のものに入れ替えた。離れて暮らす娘2人が「お母さんがずっと快適に住めるように」と勧めてくれたからだ。思い切って約700万円を投

じたが、実はこのリフォーム費用の約3割は相続税の節税でまかなえる。田中さんの自宅の土地は約740平方メートル、これだけで評価額は1億4000万円。家屋やその他の金融資産を含めると相続財産は2億円近くにのぼる。基礎控除が縮小される15年以降に田中さんが亡くなれば、娘2人がそのまま相続すると税率30%で約3200万円の相続税を納めることになる。

一方、田中さんが預金を取り崩してリフォーム費用に充てても、その分だけ家屋の評価額が上がることはない。固定資産税は基礎と柱だけを残して改築したり、大幅な増築をしたりしない限り、リフォームでは評価額が変わらないことが多いからだ。このため田中さんの相続財産は約700万円減り、結果的に約210万円の節税になる。

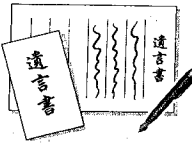
税理士法人レガシー(東京・千代田)の天野隆代表社員税理士は「日々の生活の精神的な満足感が高まるうえ、結果的に節税にもつながる」とこたした。リフォームを評価する。もっとも一人暮らしの高齢者が自分だけのために数百万円のリフォーム工事をするのはためらもある。天野氏は「相続対策を進めるきっかけとして、相続人となる子どもから提案してほしい」とかど助言する。(表情定)

妻が住み続けるためには

自宅相続で知っておきたいポイント

遺言書

- 子ども世代への2次相続の方針も決めて夫とともに作成しておく
- 法定相続分を超えても自分が自宅すべてを単独で相続し、老後の生活基盤を確保する
- 2次相続でも共有を避けるのがトラブル回避の基本



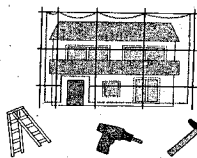
おしどり贈与

- 婚姻期間が20年以上なら、夫から自宅を非課税で贈与してもらえる(最高2000万円まで)
- 夫名義の財産が減り、相続税の申告が不要になることも(財産が基礎控除を下回る場合)
- 登録免許税、不動産取得税などの費用は必要

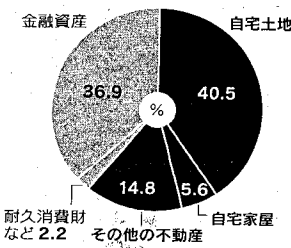


リフォーム

- 70歳の女性の半数が90歳まで生きる時代。余生を快適に暮らすためのリフォームは有益
- リフォームしても家屋の評価額は上がらず、2次相続で節税になることも(財産が基礎控除を上回る場合)

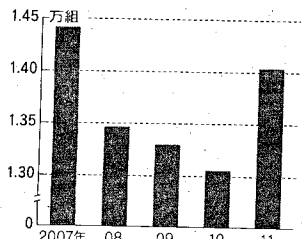


高齢者世帯の財産の6割は不動産



(注) 世帯主が65歳以上の2人以上世帯の平均。総務省の全国消費実態調査から作成

おしどり贈与は年間1万組以上の夫婦が利用



(注) 国税庁調べ

税理士法人レガシー(東京・千代田)の天野隆代表社員税理士は「日々の生活の精神的な満足感が高まるうえ、結果的に節税にもつながる」とこたした。リフォームを評価する。もっとも一人暮らしの高齢者が自分だけのために数百万円のリフォーム工事をするのはためらもある。天野氏は「相続対策を進めるきっかけとして、相続人となる子どもから提案してほしい」とかど助言する。(表情定)

国税通則法の改正で税務調査の手続きはこう変わった

	従来	今年から
調査開始	●開始日時・場所などの事前通知は行われていたが、法定化されていなかった	●納税者と税理士に開始日時・場所、目的、対象税目、対象期間など11項目を事前に通知
調査中	●帳簿書類の提示または提出や預かりは法定化されていなかった	●質問検査権の一環で帳簿書類を提示または提出させ、預かることができる(当局は預かり証を発行)
調査終了	●明文化された手続きがないなかで修正申告を求めていた ●不利益処分の理由の説明は所得税、法人税の青色申告者に限定	●申告内容に誤りがあれば内容、金額、理由を説明し、修正申告を求められる ●原則として全ての不利益処分の理由を文書で説明

税務調査、当局に説明責任

法改正で修正申告も対象に

企業などの所得申告の内容を確認する税務調査について、税務当局が納税者に対する説明責任をより重視するようになってきた。手続きを定めた国税通則法が改定され、今年から修正申告を求める場合などに十分な説明が必要になった。透明性が高まる一方、税務調査に不慣れな中小企業は対応を迫られる。

(編集委員 後藤直久)

訴訟意識、企業も準備を

今年春、税理士の永田が増額するのかわり税額計が減少した。税務調査を受け分らないうちに「説明が不十分だ」として、国税局に訴えた。税額計と増額通知書を見比べて、課税額を増やす理由や税額計算の過程が「一目瞭然」と詳しく書かれていた(永田氏)ためだ。

「従来は、行政上の紛争である。争訟にならない」と当局は「これまで詳しく開示しなかった。国税不服審判所の民間発用審判官の経験もある永田氏はこう話す。

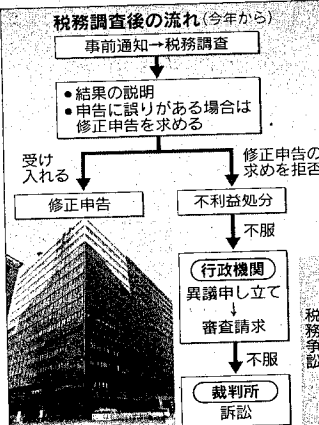
これまでの通知書は、なぜその法令に当てはまるのか、増額するのかわり税額計が減少した。税務調査を受け分らないうちに「説明が不十分だ」として、国税局に訴えた。税額計と増額通知書を見比べて、課税額を増やす理由や税額計算の過程が「一目瞭然」と詳しく書かれていた(永田氏)ためだ。

手続き大幅変更

そんな実態が変わる兆しが出始めている。法改正で調査手続きが大幅に見直されたのがきっかけだ。税務当局が不利益な課税処分をする場合に理由を文書で説明する義務

「永田氏は顧問先と相談して直ちに争訟に踏み切った。

増額更正で示された理由が早まった。詳細は断や行動を止しやすくなった。永田氏は顧問先と相談して直ちに争訟に踏み切った。



写真は東京国税局

税務調査後の流れ(今年から)

●結果の説明
●申告に誤りがある場合は修正申告を求める

受け入れる → 修正申告

不服 → 行政機関 異議申し立て → 審査請求 → 不服 → 裁判所 訴訟

税務調査後の流れ(今年から)は民主党政権下の2011年末に実現した。税務調査の手続きを明確にし、納税者の権利を守る色合いを強めた内容になっている。

改正案は当初「納税者権利憲章」の制定や調査の事前通知の文書化などが盛り込まれていた。当

法改正は民主党時代

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して及び腰だった。

最終的に「憲章」や事前通知の文書化は見送ることで与野党が合意。改正は「奇跡的に実現」(前政府税調専門委員で青木山学院大学教授の三木義一氏)した。改正法では

13 11 25 日経

争点整理表が作成されるとみられる主なケース

- ▼事実の偽装・隠蔽があり、重加算税が見込まれる案件
- ▼増額更正や、無申告者への課税処分が見込まれる案件
- ▼納税者からの税の減額更正の請求に対して認めない趣旨の通知をする場合
- ▼偽りや不正な行為による脱税で、過去に遡って追徴課税する場合
- ▼調査に着手してから6カ月以上上かかっている場合
- ▼重要事案や、事実の立証・法合解釈などが難しい案件

正すのは納税者その件を直接争訟できない。当局にとっても都合がよかった。納税者側も争うのは避けたいと考える人が多かった(藤田氏)。

だが法改正後は、「当局が修正申告を求めること」に慎重になつてきた(ある税理士法人)面があるという。税務調査の終わりに修正申告を求めると、最終的に増額更正を通知するときと原則同じ税額、理由を示して説明する必要が出てきたから。争訟まで想定した説明の必要は「修正申告を求めた段階まで拡大(志賀氏)している。

「志賀氏」は、税務調査の中心は課税を巡る争いに耐えられるかどうか、に焦点が移っている。納税者と見解が対立しそうな事実認定、法的解釈や証拠などについて課税の根拠をまとめた争点整理表を「当局が作るケース

調査件数は減少

争点整理表の内部チェックも厳しくなっている。とみられ、「税務調査期間が長引きがち(ある税理士)だ。この結果、今年6月までの1年間の調査件数は所得税、法人税で約3割も減った。納税者自身の負担も増

えている。「供述を求められる場面が増えている(藤田氏)という。従来は重加算税のケースで、物証はそろっているものの念のために偽装・隠蔽の認識を供述させる例がほとんどだった。ところが最近は一物証がそろわないうちに当局が供述を求める(ある税理士法人)こともあった。こうした供述は「(争訟では)証拠能力に乏しい(志賀氏)とされ、妥当な調査から外れる印象は拭えない。

税務調査の手法変更は中小企業や個人を中心に影響が広がっており、今後は大企業にも波及しそうだ。税務調査対策のセミナー開催も活発で「中小企業経営者の参加も多い(大手税理士法人)。

対策としては「普段から帳簿書類をきちんと作成・整理する(西田氏)ことや、「当局が問題視する争点をあらかじめ的確な証拠書類を準備する(藤田氏)ことなど、日ごろの準備が大切になりそうだ。

「争訟では」証拠能力に乏しい(志賀氏)とされ、妥当な調査から外れる印象は拭えない。

税務調査の手法変更は中小企業や個人を中心に影響が広がっており、今後は大企業にも波及しそうだ。税務調査対策のセミナー開催も活発で「中小企業経営者の参加も多い(大手税理士法人)。

対策としては「普段から帳簿書類をきちんと作成・整理する(西田氏)ことや、「当局が問題視する争点をあらかじめ的確な証拠書類を準備する(藤田氏)ことなど、日ごろの準備が大切になりそうだ。